

「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく  
年次報告書

(平成27年度版)

平成28年10月

三重県

# 目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(4) 被虐待児童の年齢	5
(5) 児童虐待相談種別	6
(6) 児童虐待相談後の処遇	7
(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等	8
(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況	9
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	10
(2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)	11
(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)	14
(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)	16
(5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)	18
(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)	21
参考	
○子どもを虐待から守る条例	25

## 1. はじめに

- 三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。
- 児童虐待については、全国における虐待相談の増加、死亡事例の発生など大きな社会問題となっており、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が行政に求められています。
- 本県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受けて、同年10月、県議会の決議がなされ、県は平成23年度、市町支援及び連携の調査検討、研修体系の見直し等の取組を推進しました。
- こうした中、平成24年8月と10月に県内で虐待により乳児が死亡する事例が発生しました。この事態を受けて平成25年度、県は児童相談センターの組織改正及び職員の増員を実施したほか、初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」の研究開発を行うとともに、平成26年度には一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の研究開発を行いました。平成27年度以降、両アセスメントツールの精度向上と運用の徹底を図っているところです。
- 本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は12回目の報告書として平成27年度の状況を記載しています。

### 「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (基本的な考え方)

第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

#### (年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

## 2. 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

○ 平成27年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多の1,291件でした(前年度比+16.1%)。

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,291件で、4年連続で1,000件を超える高い数値で推移しています。

その背景として、少子高齢化社会を迎え、親と子どもだけのいわゆる核家族の増加や、地域住民同士のつながりが希薄になってきたこと等により、家庭及び地域における養育力が低下し、子育てに悩む家庭が孤立した状態におかれたまま、必要な助言や支援を得られずにいることが考えられます。また、平成24年度に2件の死亡事例が発生しているほか、全国的に児童虐待の重篤事例が相次いで発生し、新聞やテレビ等で報道されていることにより、地域社会の関心が高まっていることも大きな要因と考えられます。

今後も児童の安全確保を最優先とする観点から、関係機関と連携し、虐待防止啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を引き続き強化していく必要があります。

表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

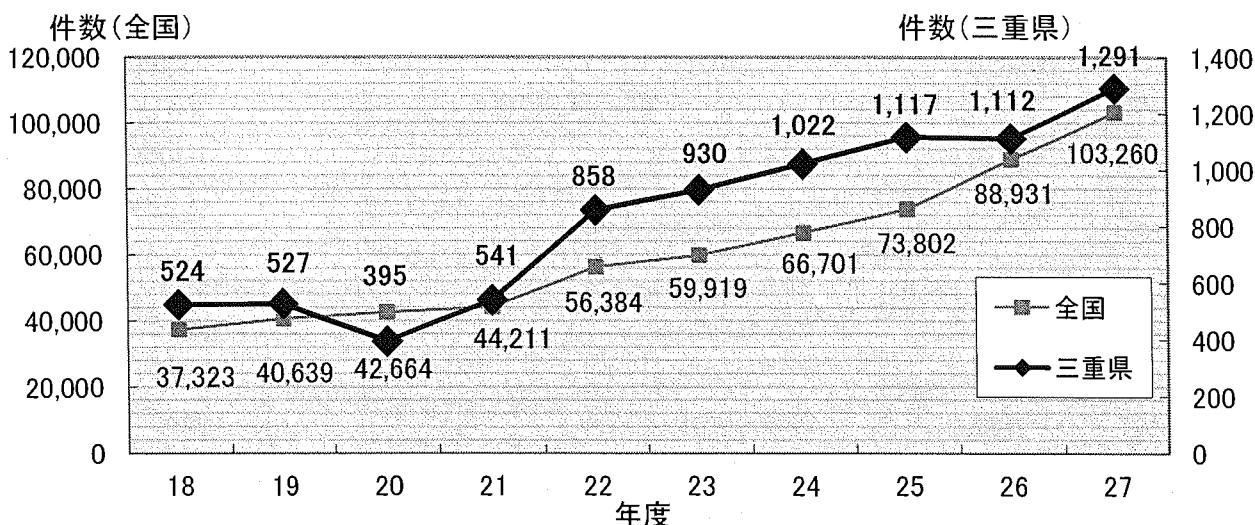
(単位：件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
三重県	524	527	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112	1,291

注1) 平成27年度の全国数値は速報値です。

注2) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

### ○児童虐待相談対応件数の年次推移



(2) 児童虐待相談の経路

○ 児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②近隣・知人、③学校等となっています。

児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が587件（前年度から33件増）と半数近くを占めています。続いて、近隣・知人が175件（同89件増）、学校等が142件（同86件増）となっており、それぞれ大幅に増加しています。

近隣・知人については、報道等による関心の高まりがうかがえます。また、学校等については、児童虐待問題への学校現場の意識が高まり、児童相談所や警察等の関係機関との連携強化が推進されていることが考えられます。

表2 児童虐待相談の経路内訳（平成27年度）

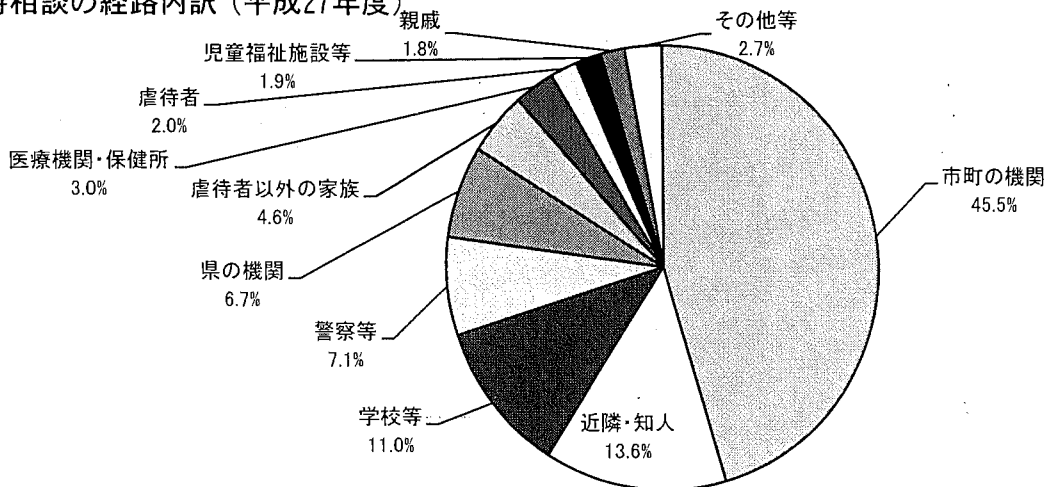
（単位：件、％）

経路 件数	家族		親 戚	近 隣・ 知人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 童 委 員	保 健 機 関 所 関	施 設 児 童 福 祉 等 社	警 察 等	学 校 等	里 親	そ の 他	計
	虐 待 者	以 虐 待 者 外													
相談 件数	26	60	23	175	9	87	587	4	39	25	92	142	2	20	1,291
構成 比	2.0	4.6	1.8	13.6	0.7	6.7	45.5	0.3	3.0	1.9	7.1	11.0	0.2	1.5	100

（参考：平成26年度）

相談 件数	42	52	13	86	7	111	554	4	25	28	115	56	1	18	1,112
構成 比	3.8	4.7	1.2	7.7	0.6	10.0	49.8	0.4	2.2	2.5	10.3	5.0	0.1	1.6	100

○児童虐待相談の経路内訳（平成27年度）



※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

### (3) 児童虐待相談における主な虐待者

○「実母」による虐待が過半数を占めています。

主な虐待者は、実母によるものが702件（54.4%）と最も多くなっています。これは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

こうした背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など、さまざまな問題が考えられることから、地域社会での子どもを守る取組や、とりわけ妊娠期からの母子保健対策の推進が、虐待の未然防止のためにより一層重要になってきています。

表3 主な虐待者内訳（平成27年度）

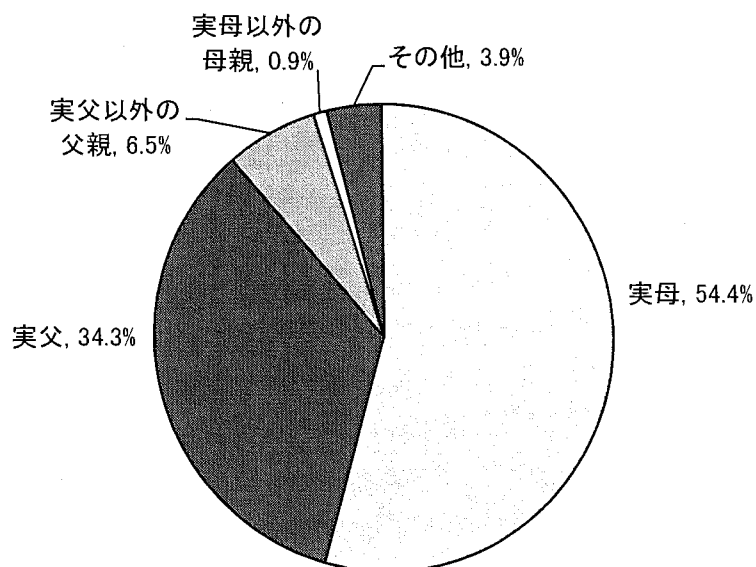
（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	443	702	84	12	50	1,291
構成比	34.3	54.4	6.5	0.9	3.9	100

（参考：平成26年度）

相談件数	354	615	75	16	52	1,112
構成比	31.8	55.3	6.7	1.4	4.7	100

○主な虐待者内訳（平成27年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

#### (4)被虐待児童の年齢

○ 被虐待児童の約半数が、乳幼児となっています。

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる605件（46.8%）が、学齢前までの乳幼児に対するものとなっています。また、小学生が416件（32.2%）、中学生が183件（14.2%）、高校生その他が87件（6.7%）となっています。

年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、妊娠期からの未然防止のための支援や若年層に対する虐待予防の啓発が求められています。

なお、全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）の66.7%が3歳未満の児童です。

表4 被虐待児童の年齢内訳（平成27年度）

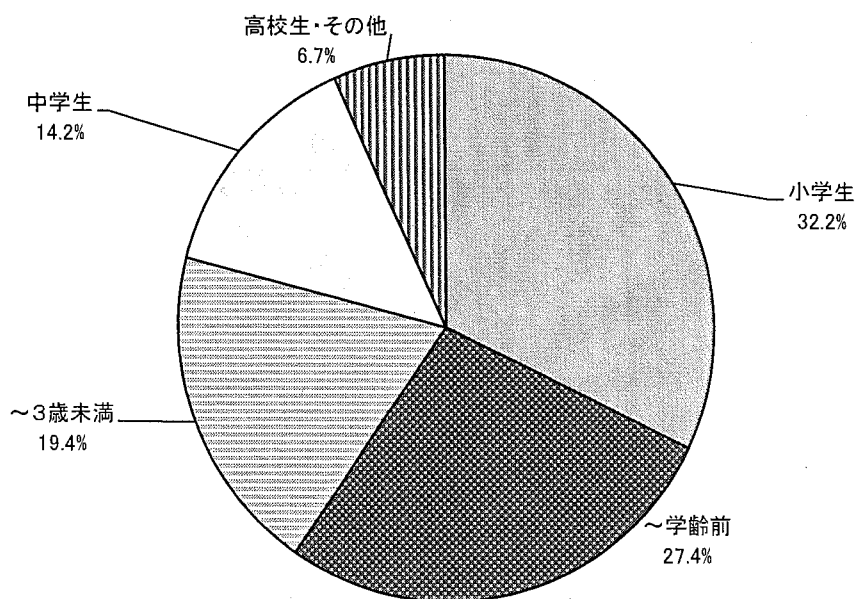
（単位：件、%）

被虐待者 件数	0～3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談件数	251	354	416	183	87	1,291
構成比	19.4	27.4	32.2	14.2	6.7	100

（参考：平成26年度）

相談件数	212	299	385	140	76	1,112
構成比	19.1	26.9	34.6	12.6	6.8	100

○被虐待児童の年齢内訳（平成27年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5) 児童虐待相談種別

○ 虐待相談種別では、「身体的虐待」と「心理的虐待」で全体の3/4を占めています。

虐待相談の種別では、痣や怪我等により周囲の人が発見しやすい「身体的虐待」が495件（38.3%）で最も多くなっています。

次いで、「心理的虐待」が前年度から43件増の451件（34.9%）と増加しています。平成25年8月に厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」が改正され、家庭内で児童虐待がある場合、そのきょうだいについては原則、心理的虐待として受け付けることになったことによるものと考えられます。

また、「養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」は、特に乳幼児に対する「ネグレクト」は、生命に関わる事態になることやその後の成育に大きな影響を及ぼす恐れがあり、医療機関や市町母子保健部門との連携が重要です。

さらに、性的虐待は、児童の心身に大きなダメージを残す深刻な虐待ですが、発見が難しいことから、学校等との連携や児童が相談しやすい環境整備が必要です。

表5 児童虐待相談種別内訳（平成27年度）

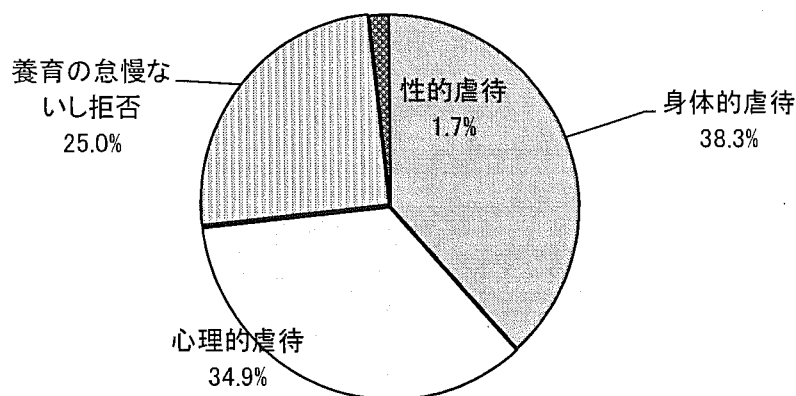
（単位：件、%）

種別 件数	身体的虐待	心理的虐待	養育の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
相談件数	495	451	323	22	1,291
構成比	38.3	34.9	25.0	1.7	100

（参考：平成26年度）

相談件数	419	408	269	16	1,112
構成比	37.7	36.7	24.2	1.4	100

○児童虐待相談種別内訳（平成27年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。



(6) 児童虐待相談後の処遇

- 家庭分離が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」となったケースは、合わせて98件でした。
- 家庭訪問や児童相談所への来所等による「面接指導」が全体の87.8%を占めています。

相談後の児童処遇については、家庭訪問や児童相談所への来所による面接指導を行ったケースが1,134件（87.8%）となっています。

また、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親等への委託を行ったケースは98件（7.6%）で前年度とほぼ同数です。

児童虐待の再発防止のためには、家庭への継続した支援とともに、関係機関との連携により、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成27年度）

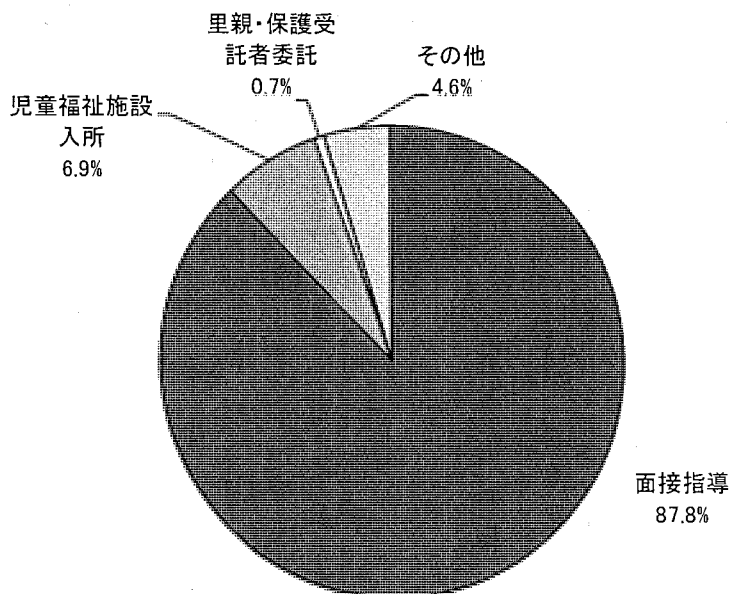
（単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	89	9	1,134	59	1,291
構成比	6.9	0.7	87.8	4.6	100

（参考：平成26年度）

相談件数	85	14	952	61	1,112
構成比	7.6	1.3	85.6	5.5	100

○児童虐待相談後の処遇内訳（平成27年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

○ 児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合には、その状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。  
平成27年度においては、被措置児童虐待の事例が2件発生しました。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
5件	5件	2件

【虐待該当事例の概要1】

通告等の受理年月	平成27年8月
施設等種別	福祉型障がい児入所施設
被虐待児童	男性1人
虐待の類型	身体的虐待
加害職員	施設職員1人
概要	被害児童が他の利用児の持ち物を譲るよう強要したり、他の利用児を自室に連れ込む等の行為をしていたため、注意をしたところ、被害児童が立腹して加害職員に対して殴りかかる行為や押す行為を何度か繰り返した。当該職員はしばらく平然と対応していたが、強く殴打された時、反射的に被害児童の左頬を平手で叩いたもの。
講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からの事情聴取</li> <li>・当該児童への聴取調査</li> <li>・改善計画の徴収（施設内虐待防止マニュアルの更新と周知徹底、再発防止に向けた職員研修の充実等）</li> <li>・改善状況の実施確認調査</li> </ul>

【虐待該当事例の概要2】

通告等の受理年月	平成28年2月
施設等種別	親族里親
被虐待児童	男性1人
虐待の類型	身体的虐待
加害者	男性1人
概要	被害児童は親族里親である母方祖母宅で暮らしているが、同居人である母方伯父が被害児童に虚言癖があるとして立腹し、被害児童の頭を殴る等の暴力により、頸椎捻挫や頭部打撲等により全治5日間のけがを負わせたもの。
講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該里親及び伯父からの事情聴取、里親認定の取消し</li> <li>・当該児童への聴取調査</li> <li>・どのような理由であれ暴力は許されないことの指導</li> <li>・学校と連携した家庭状況の把握、定期的な家庭訪問</li> </ul>

(8) 立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2に基づく出頭要求を3件、第9条に基づく立入調査を2件実施しました。
- 一時保護された児童の5割強が虐待を事由とするものでした。

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を6件、児童相談所への出頭要求を3件、立入調査を2件実施しました。臨検・搜索については、実施したケースはありませんでした。

なお、一時保護（委託を含む）を実施した児童は799人で、前年度から206人増と大幅な増加となりました。特に、虐待を事由とする一時保護が全体の5割強の449人で、前年度から163人増加しました。これは、児童虐待の初期対応において、平成25年度に開発したリスクアセスメントツールの運用により、児童の安全確保のための一時保護が増加したものです。一時保護を実施した児童については、安全確保を第一としつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を引き続き行っていく必要があります。

表7 児童虐待防止の関係法に基づく対応件数（平成27年度）（単位：件）

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権停止 審判
件数	1,291	3	2	0	6	0

（参考：平成26年度）

件数	1,112	3	3	0	7	1
----	-------	---	---	---	---	---

表8 相談事由別一時保護の実施状況（平成27年度）（単位：人、日、%）

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・ その他	計
	虐待	その他					
保護人数	449	285	16	26	15	8	799
構成比・人数	56.2	35.7	2.0	3.3	1.9	1.0	100
延べ対応日数	9,214	4,898	202	476	430	109	15,329
構成比・日数	60.1	32.0	1.3	3.1	2.8	0.7	100

（参考：平成26年度）

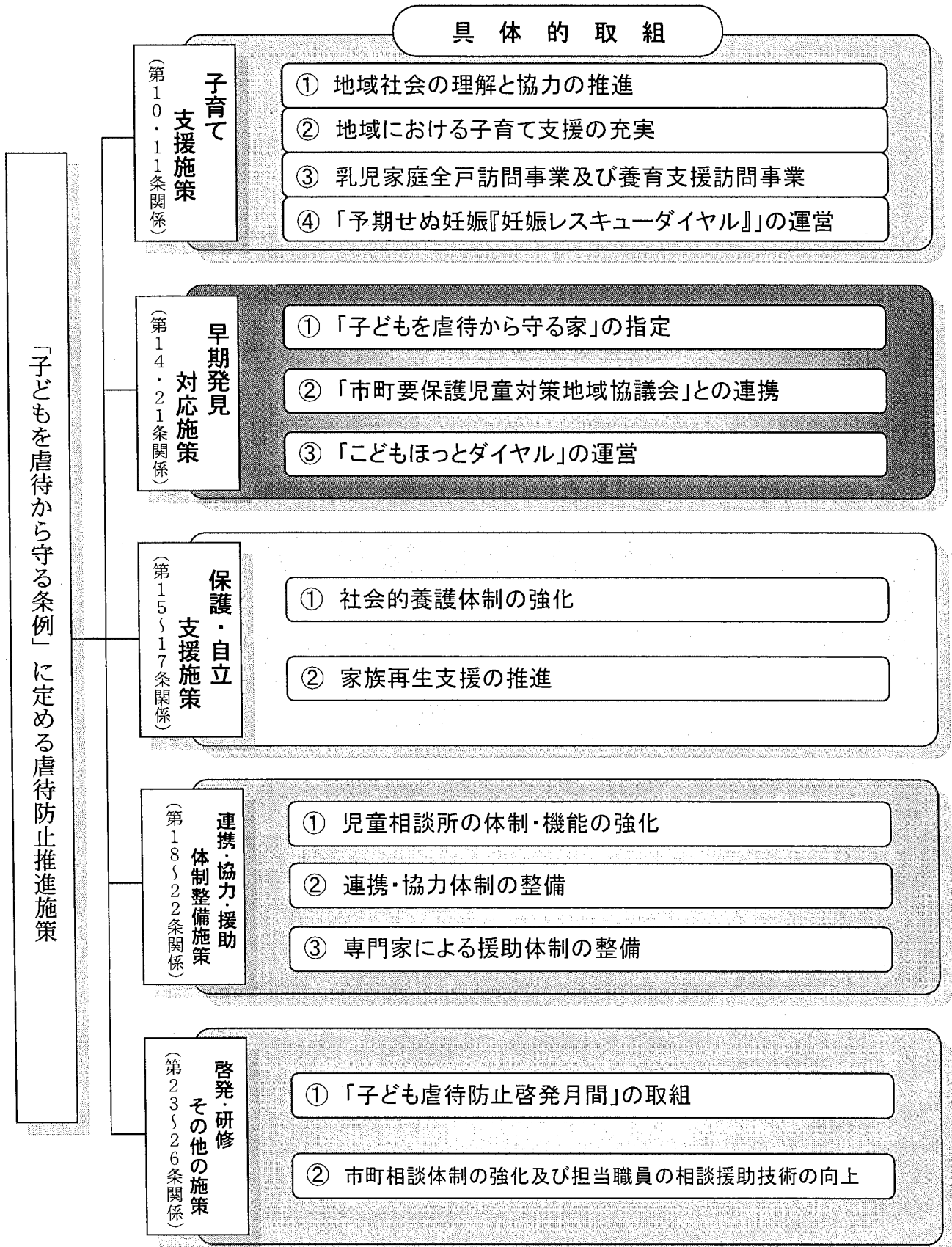
保護人数	286	251	9	26	10	11	593
構成比・人数	48.2	42.3	1.5	4.4	1.7	1.9	100
延べ対応日数	5,884	4,059	159	517	199	265	11,083
構成比・日数	53.1	36.6	1.4	4.7	1.8	2.4	100

※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

### 3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

#### (1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

本条例に基づき、次の体系による取組を行っています。



## (2)子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

- 子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

### 【平成27年度の具体的取組】

#### ① 地域社会の理解と協力の推進

子どもの育ちを地域で支援し、家族の絆を深めるため、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員や企業、団体と市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供しました。

また、地域で子どもたちの活動を支え、子どもの育ちを見守ることのできる人材として「みえの子育ちサポーター」を養成しました。

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,463会員（平成27年度末）
- 「みえの子育ちサポーター」養成数 累計11,085人（平成27年度末）
- 「第10回子育て応援！わくわくフェスタ」  
平成27年11月14日、15日 紀北町東長島スポーツ公園で開催  
(参加者 約6,500人)

#### ② 地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

##### ○市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業）に基づき市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、平成27年5月1日現在、338か所に設置されています（厚生労働省実施状況調査による）。

放課後子ども教室は、平成27年度末現在、73か所に設置されています。

##### ○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成27年度末現在、27市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

## ○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子の交流を行う場所です。

この場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成27年度末現在、全ての市町に子育て支援センターが設置されています。

### ③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業を行うなど、適切なサービス提供につなげることができる児童福祉法、社会福祉法に位置づけられている事業です。

平成27年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業は県内全29市町、養育支援訪問事業は26市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待の未然防止及び早期発見に寄与する事業であり、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

### ④ 「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）の44.4%が0歳児であり、また、主たる加害者では実母が最も多くなっています。背景に「望まない妊娠」がある場合、誰にも相談できず、状況の悪化を招くことが懸念されることから、相談体制の充実が求められています。（平成27年10月厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）」より）

なお、平成27年度は76件の相談がありました。

#### 【相談電話の概要】

##### (1) 実施機関（県から委託）

NPO法人MCサポートセンターみっくみえ

相談員：助産師、看護師等の医療専門職

##### (2) 相談電話番号 090-1478-2409

(3) 相談日 月・水曜日 午後3時 ～ 6時

土曜日 午前9時 ～ 12時

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

#### 【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性について理解を促

進するとともに、子どもたちが自己肯定感を育み、命の大切さについて考える機会をつくることが重要です。

育児に不安を持つ保護者が孤立しないよう、身近なところで気軽に相談ができ、的確な支援を受けられるようにするため、子育て家庭への情報提供や関係機関の連携・協力をより一層進める必要があります。

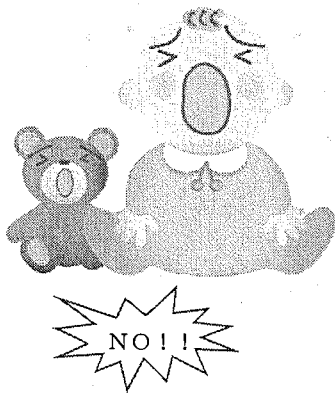
児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要であり、特に妊娠、出産、子育てについて、経験や知識、周囲からの支援等が十分でない若年層への重点的な取組が必要です。

また、平成27年7月から児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の運用が始まっており、県民へのさらなる周知が必要です。

## コラム ～「乳幼児揺さぶられ症候群」について～

“乳幼児揺さぶられ症候群”とは、子どもをなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで頭の中で出血が起きて脳を圧迫してしまい、重い障がいを残したり、死に至らしめたりすることで、虐待の一つとされています。

特に、首のすわっていない時期の赤ちゃんを揺さぶることは非常に危険です。



**激しく揺さぶっては  
いけません！！**

赤ちゃんの泣きには特徴がある！

- ・ 泣きにはピークがあります。  
(生後2～3か月頃をピークにその後減退します。)
- ・ 予測不能なときがあります。  
(何をしても泣き止まない時があります。)

泣いた時どうする？

- まずは、落ち着くこと！  
(理由がわからないときもあります。声かけしながら抱っこをしたり、外に出て環境を変えるのも良いかもしれません。)
- 一人で悩まないで、心配な時は保健センターや近くの相談機関に相談してみましょう。

☆ 困っているお母さん・お父さんを見かけたときは、「大丈夫」とか「良い方法がないか一緒に考えましょう」など、声かけしてあげましょう。

### (3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

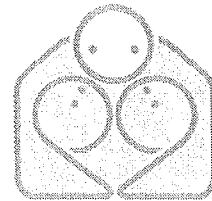
○ 児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

#### 【平成27年度の具体的取組】

##### ① 「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、平成27年度末現在で390件となっています。

子どもを虐待から守る家



三重県

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

##### ② 「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

平成27年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、13市町に計12回(合同実施を含む)、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする9市町に対しては、スーパーバイザー(助言者)を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

##### ③ 「こどもほっとダイヤル」の運営

三重県子ども条例第12条で定めた「相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

平成27年度は1,148件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛などさまざまな相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得たうえで児童相談所へ通告するなど、



早期対応を図っています。

### 【相談電話の概要】

- (1) 実施機関 (県から委託)  
NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク
- (2) 電話番号 0800-200-2555 (県内通話無料)
- (3) 対 象 県内の18歳未満の子ども (18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。)
- (4) 受付時間 毎日午後1時～9時 (12月29日～1月3日を除く)

### 【今後の課題】

児童虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関の連携・協力が重要です。

そのため、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関がより一層連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

### コラム 「口腔ケアの視点からの子育て支援と児童虐待予防」

三重県では、平成17(2005)年度に被虐待児と歯科疾患や生活習慣との関連について調査を行い、その結果をもとに、歯科からの視点で子育て支援と児童虐待の予防に取り組んでいます。

見守りが必要な児童のスクリーニング指標「MIES (Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren)」を活用することにより、むし歯が多く、また治療が行われていない児童に対して、歯科医療関係者は歯科疾患の改善について指導するだけでなく、親子の様子や子どもの生活背景なども考慮し、市町や学校等と連携して、地域で子どもの見守りを行う一員となるよう啓発してきました。

最近ではこの連携も進んできており、歯科医療関係者を起点とした、子育て支援や児童虐待の予防等の取組が各地域で進んでいます。



#### (4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

- 社会的養護を必要とする子どもたちが家庭的な環境の中で育てられるよう、児童養護施設のグループケア化等の施設整備を支援しました。
- 虐待等により社会的養護を必要とする子どもが将来、自立した生活を送れるよう、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を実施しました。

#### 【平成27年度の具体的取組】

##### ① 社会的養護体制の強化

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で育ち、最善の利益が保障されるよう、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向け、平成27年度から41年度までの15年間を計画期間とした「三重県家庭的養護推進計画」を平成26年度に策定しています。平成27年度は同計画に基づき、次の取組を実施しました。

- 施設の小規模グループケア化、地域分散化を進めるため、児童養護施設(津市)と地域小規模児童養護施設(※1)(四日市市)の整備を実施。

※1…児童の定員6人で、専任職員を2人以上配置した小規模の児童養護施設。グループホームともいう。

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケア化の運営を支援するため、平成27年度から児童指導員等の職員加配等に関する経費に対して補助を行い、6施設において職員体制の強化が図られました。

- 津市内にファミリーホーム(※2)が新たに1か所開設され、県内では計4か所となりました。

※2…里親等の経験豊富な養育者を3人以上配置し、5～6人の児童を預かる家庭的養護のこと。

- 施設(里親支援専門相談員)の活動に要する経費の一部について、5施設に対して財政的支援を行い、入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図りました。

##### ② 家族再生支援の推進

児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターについて、平成27年度は、これまでの2施設(伊勢市内及び四日市市内)に加え、名張市内に新たに1施設が設置され、県内の子

育て相談の充実を図るため、3施設の運営に係る財政的支援を行いました。

また、家庭支援専門相談員等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり、家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けては、里親家庭の選定（マッチング）相談や、里親委託を行った後の里親家庭を訪問し支援等を行うとともに、NPOとの協働により、里親に関する普及啓発や里親の養育力向上のための研修を実施しました。

加えて、児童相談所や里親委託推進員、里親会等と連携して、入所児童の里親委託の推進及びアフターケアや地域支援としての里親支援を専門に担当する里親支援専門相談員を11施設に配置し、財政的支援を行いました。

### 【今後の課題】

被虐待児童を保護し、心身の回復を図り、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護の充実を図るとともに、里親等への委託の推進や施設の環境整備の促進により、家庭的養護を一層推進することが求められています。

このためには、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、児童養護施設及び乳児院における施設の小規模グループケア化の推進及び職員配置の改善が必要となっています。

一方で、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくことも重要であるため、要保護児童の保護者への支援・指導等も充実させていく必要があります。

こうした課題がある中、平成28年4月、本県をはじめとする11県9市の自治体と里親の普及活動等に関わる13民間団体により、「子どもの家庭養育推進官民協議会」が発足しました。自治体と民間団体との連携により、家族分離の予防や養子縁組・里親委託の推進等の取組を推進していきます。

## (5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証結果もふまえ、児童相談体制・機能の強化を図るとともに、児童虐待対応に係る「アセスメントツール」の定着の徹底に取り組みました。

また、市町との定期協議に基づき児童相談体制・機能の強化を支援するとともに、警察、検察、医療機関等の関係機関との連携強化に努めました。

### 【平成27年度の具体的取組】

#### ① 児童相談所の体制・機能の強化

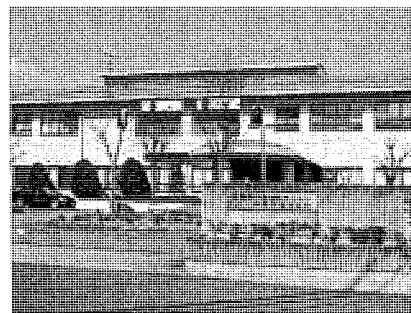
三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証結果をふまえ、平成27年度は次の取組を実施しました。

##### ○アセスメントツールの定着

平成25～26年度に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。

##### ○モデル事業によるモニタリング

モデル地域（津市及び四日市市）において、主に学校・保育所等に通う児童について、民間団体との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携強化を図りました。



《三重県児童相談センター》

##### ○専門的人材の配置

法的対応・介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士及び警察官を配置しました。

##### ○里親業務選任職員の増員

児童相談センター及び北勢児童相談所に、里親業務専任の職員を1名ずつ配置しました。

#### ② 連携・協力体制の整備

関係機関との連携協力について、次の取組を実施しました。

##### ○市町児童相談体制の強化支援

- ・市町への支援については、平成24年度から、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施してきました。平成27年度も引き続き定期協議を実施し、平成

26年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた平成27年度の改善のための取組等について協議を行いました。また、改善のための取組の推進にあたり、取組状況の確認や実現に向けた協議を行うため、10月～12月にかけて9市町を訪問しました。

- ・市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザーを派遣しました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。
- ・各児童相談所と管内の警察署、市町児童福祉主管課、市町教育委員会が意見交換を目的とした合同会議を計6回開催し、児童虐待通告を受けて立入調査を行うまでの実地訓練を併せて行いました。（※北勢児童相談所管内は2回実施）

#### ○検察との連携

これまでも必要に応じて、検察庁との情報交換を行ってきましたが、特に平成27年度当初より連携強化を目的として、津地方検察庁と児童相談センターの間で、相互理解のための交流研修や意見交換会等の開催に取り組みました。

#### ○被害事実確認面接（司法面接）

被害児の心理的負担を軽減するため、平成27年10月28日付けで厚生労働省から発出された通知「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察とのさらなる連携強化について」に基づき、検察、警察、児童相談所の3者による勉強会の開催と、協同面接の実施に取り組みました。

#### ○児童虐待対応に係る医学的研修会の開催

虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関との共催により、県内5か所（三重病院、岡波総合病院、県立総合医療センター、伊勢赤十字病院、三重大学医学部附属病院）において、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。（参加者467人）

研修内容については、日本子ども虐待医学会が平成26年度に開発した虐待対応プログラム「BEAMS（「心からの笑顔」の意味）」を教材として、同学会から講師派遣の協力を得ました。

### ③ 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での諮問等（年間開催回数10回、審議案件17件）を行いました。

#### 【今後の課題】

- 平成24年の死亡事例の検証結果等に基づき、
- ・児童相談所職員の専門性の向上

- ・適切な危険度査定
- ・児童相談所と市町、警察、保育所、学校、医療機関等の関係機関との連携強化等の取組を確実に推進し、重篤事例を未然に防止していくことが求められています。

このため、平成 28 年度は、次の取組を実施しているところです。

- 北勢児童相談所にケースワーカー等 3 名を増員
- 平成 25 年度及び平成 26 年度に開発した「リスクアセスメントツール」及び「ニーズアセスメントツール」の精度向上及び運用の徹底
- モデル地域において、民間団体との協働により、対象家庭への適時に的確な支援を実施するための保育所、学校等でのモニタリングの実施(モデル地域は 2 地域)
- 児童相談体制強化確認表を活用した市町との定期協議の開催及び改善のための取組への支援
- 市町との定期協議に基づき、スーパーバイザーの派遣等により、ケース進行管理の充実や要保護児童対策地域協議会の運営強化等への支援
- 医療従事者向けに児童虐待早期対応のための医学的研修会の開催

(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○ 子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ち、理解することが大切です。このため、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、市町や民間団体等と連携して、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、県民、関係機関等職員に対する研修会も実施しました。

【平成27年度の具体的取組】

①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワークをはじめ、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

また、全国各地でいじめが問題化していることから、平成24年度からは、県教育委員会と連携し、「いじめ防止」も併せて訴えかけています。

平成27年度の主な取組は次のとおりです。

1 キックオフセレモニー（鈴鹿市との共催事業）

- (1) 実施日 10月31日（土）
- (2) 場 所 イオンモール鈴鹿 1階北コート
- (3) 内 容 ・知事メッセージ  
・街頭啓発活動



2 オレンジまつり（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業）

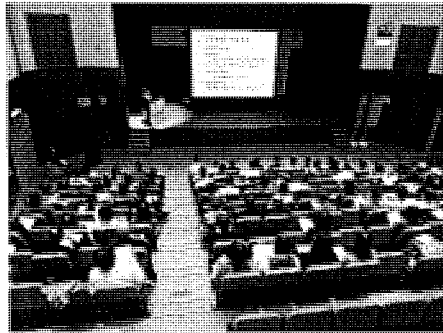
- (1) 実施日 11月1日（日）
- (2) 場 所 県立みえこどもの城
- (3) 内 容 ・オレンジみこしをかつごう！  
・オレンジ縁日ほか

### 3 「子育て応援！わくわくフェスタ」における啓発

- (1) 実施日 11月14日（土）、15日（日）
- (2) 場 所 東長島スポーツ公園（紀北町）
- (3) 内 容 ・オレンジリボンツリーの展示  
・子ども虐待防止・いじめ防止のメッセージ募集

### 4 津地方検察庁との連携による児童相談所・市町職員等向け研修会

- (1) 実施日 11月6日（金）
- (2) 場 所 三重県人権センター多目的ホール（津市）
- (3) 内 容 ・講 師 津地方検察庁四日市支部 検察官検事 佐田 佳子 氏  
・演 題 「児童虐待事件の実状と関係機関に求められる役割について」  
・対 象 児童相談所職員、市町児童相談担当職員、児童養護施設職員、教職員、NPO等の児童福祉関係者（受講者約100名）



### 5 オレンジリボンツリーリレー <市町協働企画>

- (1) 実施期間 啓発月間中
- (2) 内 容 ・虐待、いじめ防止を訴える、オレンジ短冊を吊るしたオレンジリボンツリーを市町庁舎の玄関等に設置し、来庁者等への啓発を行いました。  
・月間中、10本のツリーが全市町をリレーで巡回しました。



## ② 市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町と児童相談所の人事交流及び市町職員向け研修の実施とともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。特に、児童福祉に関する指定講習会については、平成27年度は対象を児童養護施設、乳児院、私立保育園職員等にも広げて実施しました。

### ○市町職員等テーマ別研修会の実施状況

開催日	研 修 テ ー マ	受講者合計
H27. 4. 22	市町に求められる要対協の役割について	36人
H27. 7. 9	要保護児童対策地域協議会の運営について	31人
H27. 11. 18	関わりの難しい保護者への対応について	22人
H28. 1. 13	周産期からの支援について～児童福祉と母子保健の連携～	68人
	※講師は有識者、市町職員、児童相談センター職員等	延べ157人参加

### ○市町児童福祉担当職員ブロック別研修の実施状況

ブロック	開催日	研 修 内 容	受講者合計
北 勢	H28. 1. 12	児童虐待対応に関する事例検討	24人
中 勢	H28. 1. 22		9人
南勢志摩	H28. 1. 15		8人
伊 賀	H28. 3. 8		12人
紀 州	H27. 11. 4		12人
	※講師は有識者		延べ 65人参加

### ○ 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

(敬称略)

開催日	講習会講義内容	講 師
H27. 8. 31	「児童福祉論」 「要保護児童対策地域協議会運営論・市町児童家庭相談援助論」	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 立命館大学教授 野田 正人
H27. 9. 4	「社会福祉援助技術論・社会福祉援助技術演習」	皇學館大学教授 吉田 直樹
H27. 9. 16	「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	中勢児童相談所長 村上 洋子 鈴鹿医療科学大学教授 貴島日出見
H27. 10. 2	「児童虐待援助論（発生予防）・児童虐待援助演習」	三重県立看護大学客員教授 山中胃腸科病院小児科医 西口 裕
H27. 10. 16	「養護原理」 「児童虐待援助論（初期対応）」	里山学院施設長 鍵山 雅夫 北勢児童相談所長 鈴木 聡
修了者数 : 児童福祉司任用資格認定証交付者30人、修了証交付者7人		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

### 【今後の課題】

児童虐待防止に関する県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成を引き続き支援していく必要があります。

## 参 考

### ○子どもを虐待から守る条例

---

平成十六年三月二十三日  
三重県条例第三十九号

改正 平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号  
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

#### 子どもを虐待から守る条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条—第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条—第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 雑則（第二十七条—第二十九条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

##### （基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

##### （県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としな

ければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

- 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

（市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

（子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

- 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者

等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子育て支援指針)

第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他の相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かななければならない。

この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

#### 第四章 保護及び支援

##### (保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

##### (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

##### (虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

#### 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

##### (連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

##### (専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

##### (在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合にお

ける虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

一 子どもからの相談に応ずること。

二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。

4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。

5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

## 第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。